

## 上越市健康DX事業企画運営業務委託に係る仕様書

### 1 目的

働き盛りの世代を始めとする市民の生涯を通じた切れ目のない生活習慣病予防・介護予防を推進することで、健康寿命の延伸を図り、住み慣れた地域で健康にいきいきと暮らし続けられるまちを目指し、市民自らがマイナポータルの健診結果を活用する仕組みを構築し、健診結果の可視化を行い、市民自身が身体の状態を理解することにつなげる。また、楽しみながら継続してウォーキングや血圧、体重測定等のデータを管理し、機能を通じてより健康な状態で生活できるよう支援することを目的とするもの。

### 2 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

### 3 業務の概要

#### (1) 概要

市民がマイナンバーカードを活用し、健康アプリを通じてマイナポータルから健診結果のデータを取得し、健康指導機能に連携させ、健診結果の可視化を行い、自身の身体の状態を理解することにつなげる。また、健康管理機能を実装することにより日々のウォーキングや血圧測定等のデータを管理し、機能を通じて市民がより健康な状態で生活できるよう支援する。一連の流れを同一アプリで実現することにより、自覚→動機付け→行動変容→継続性を途切れることなく展開させ将来的には医療費や介護給付費の抑制も検証する。

#### (2) 対象者等

18歳以上で上越市に在住または在勤の者

#### (3) 参加人数（目標）

300人 ※参加人数が300人を超えることも想定しておくこと。

〈参考〉 令和6年度は1,500人、令和7年度は3,000人を予定

#### (4) 実施スケジュール

令和5年8月	契約締結 カスタマイズ要件確定
令和5年8月～	アプリ機能構築・仕様調整
令和5年9月～	広報支援の企画・広報物作成
令和5年10月～	市内事業所での利用実証
令和5年12月	実証結果取りまとめ、広報・プロモーション開始
令和5年12月	参加者募集開始
令和6年3月	事業開始オープニングイベント（予定）

## 5 業務内容

### (1) アプリの調達

- ・ 本業務は、デジタル田園都市国家構想交付金 TYPE 1 優良モデル導入支援型を活用する事業であることから、個人または団体による継続的な利用実績があるアプリ（以下、「既存アプリ」という）に当市が求める機能カスタマイズを行い導入するもの。
- ・ 次の機能を有するアプリを用意すること。

#### ア マイナポータル健診データ取得機能

- ・ マイナポータルの自己情報取得 API に連携し、アプリ内に健康等情報を取得できる。
- ※ 取得については「民間 PHR 事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守すること。

#### イ 健康指導機能

- ・ 取得した健診データを健康指導機能に連携し、健診データの可視化ができる。
- ・ 個々の健診データに基づいたアドバイスの提示ができる。

#### ウ 健康管理機能

- ・ 身体データ（体重、腹囲、血圧等）を管理できる。
- ・ ウォーキングのほか健康増進につながる取組のデータを管理できる。
- ・ 利用者に随時、健康に関する情報を配信できる。

#### エ 独自提案（任意）

- ・ 上記の機能のほか独自提案があれば委託料の範囲で提案することができる。

#### オ その他

- ・ 令和 6 年度以降、参加者へのポイント付与等の機能の追加も想定していることから、既存アプリのカスタマイズができること。

#### カ アプリの条件

- ・ iOS 及び Android OS に対応していること。
- ・ AppleStore 及び GooglePlay から無料でダウンロードできること。
- ・ 各端末の OS のアップデートに対応し、必要な措置を講じること。
- ・ 管理者ログイン、操作ログ取得、通信の暗号化が行われていること。
- ・ ウイルス対策、最新ウイルスパターンファイルの取得（最新ファイルを確実に取得）を適切に行うこと。

### (2) アプリの運用保守

業務委託期間内における本アプリ等の不具合修正及び運用に必要な問合せや障害対応等を行うこと。

### (3) 広報業務

- ・ ホームページの作成
- ・ 周知用チラシの作成

### (4) コールセンターの設置

- ・ 参加者からのアプリ操作に関する問い合わせの対応

- ・ 事業の参加目標人数を考慮し、必要な体制を構築すること。

## 6 成果物

- ・ アプリケーションソフトウェア（サービスの提供）
- ・ 基本設計図書等
- ・ 操作マニュアル（市民用及び管理者用）
- ・ ホームページ（アプリ周知用）
- ・ ポスター（アプリ周知用）

## 7 業務の継続性

本業務における委託は、特別な事情がない限り、翌年度以降も継続して運用することを前提とする。

ただし、本市において予算の減額等があった場合は、この限りではなく、協議により決定するものとする。

## 8 特記事項

- (1) 本業務の履行に当たり、仕様書等に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市及び受託者双方の協議の上、決定し処理する。
- (2) 本業務の履行に当たり受託者の人件費、出張旅費、打ち合わせや説明会、報告などで使用する印刷物の作成費、連絡調整に必要となる電話等の通信費、郵送料等については、全て契約金額に含まれているものとする。
- (3) アプリの運用に当たっては、本仕様書に定める事項のほか、上越市セキュリティポリシー（総務省ガイドライン準拠）及び関係法令・規定等に基づき実施するものとする。
- (4) 受託者が作成したアプリのコンテンツ等に関する著作権は、受託者が有するものとする。
- (5) 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他権利を侵害しないこと。